

○財務省告示第三百九十六号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十六年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を次のように告示する。

平成二十五年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

年〇・九パーセント